

京都府産業廃棄物処理施設の設置等に係る合意形成手続を定める条例（仮称）の骨子
に対する意見募集結果

項目	御意見の要旨	府の考え方
条例の対象	条例の対象となる「(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可等」において該当するものは、新規許可・変更許可の他に何が該当するのか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく新規・変更許可のほか、許可を伴わずに、産業廃棄物を処理する施設が設置され、又は処理能力増大等の変更がなされる場合とすることを検討しています。
	現在申請途中にある案件に関しても条例施行以降は対象とするのか。	条例が施行されるまでに、地域住民等の同意が取得されたものと認められる事業計画については、適用しないことを検討しています。
許可の制限	「産業廃棄物処理施設の建設に当たっては、必ず住民合意を前提にすること」及び「学校、障害者施設、病院などをはじめ人家から一定の距離以内に建設することを禁止すること」を条例に織り込むことを要望する。	<p>産業廃棄物処理施設の建設又は稼働が生活環境に影響を与えないか不安を持たれる場合がありますが、循環型社会の構築のためには産業廃棄物のリサイクル及び適正処理が行われることは不可欠です。</p> <p>また、産業廃棄物処理施設の建設の許可基準は法律で定められており、条例で建設を禁止することは過去の判例で違法とされています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、産業廃棄物処理施設の建設に当たり、事業者が適正な手続を実施し、生活環境保全上の観点からの住民理解が得られることを目的として本条例の制定を目指すものであり、御意見の趣旨は本条例の運用に当たり参考とさせていただきます。</p>
事業計画の周知	地域住民への情報公開や説明会を、地元の有力者だけにコーディネート委ねるのではなく、企業の責任において、広く一般の地域住民に向けて公開されることを条例化してほしい。	事業計画が広く地域住民等に向けて公開されるための手続等を条例化することを目指すものであり、御意見の趣旨は本条例の運用に当たり参考とさせていただきます。
	<p>地域住民（等）とは、どのような範囲のどのような対象を指すのか。</p> <p>事業計画の説明会の対象となる地域はどのように設定されるのか。</p>	<p>説明会の対象となる地域は、産業廃棄物を処理する施設の設置等により生活環境に影響が生じるおそれがある地域とし、地域住民等は、当該地域内の居住者、自治会その他生活環境の保全について利害関係を有する者とすることを検討しています。</p> <p>なお、当該地域の範囲は、施設の種類及び規模並びに地域の特性等に応じて、個別に定まるものと考えています。</p>
	計画者が周知の実施状況を知事に報告する方法はどのような方法か。	周知状況の報告方法は、書面の提出によるものとすることを検討しています。

見解書	<p>計画者の見解書に対して納得できない場合、地域住民はどのような対応を取れるのか。</p>	<p>見解書に対して生活環境保全上の見地からの意見を有する地域住民等は、知事を経由して、計画者に再意見書を提出することができることとし、計画者はその再意見書に対する見解書を作成し、その見解書を地域住民等に周知するとともに、知事に報告する制度とすることを検討しています。</p>
環境保全協定の締結	<p>計画者は、地域住民・関係市町村のいずれかと協定を締結すると解すればよいか。環境保全協定の締結が不要なケースはどんなケースか。 環境保全協定の標準的な内容は今後示されるのか。</p>	<p>計画者は、自治会や関係市町村との間で、環境保全協定の締結に努めなければならないものとすることを検討しています。 環境保全協定の締結は努力義務であって、その内容は事業計画ごとに異なるものであると考えています。</p>
手続の終了	<p>知事から手続きの終了が通知されるまでの期間は概ねどの程度か。</p>	<p>終了通知までの期間は、施設の種別及び規模並びに住民からの意見書の提出の有無等により、一律ではありません。</p>
事業計画の修正	<p>条例の手続き中に事業計画の変更・廃止が発生した場合、再度説明会を開催する必要があるのか。</p>	<p>計画が変更される場合には、変更後の計画について、計画者が説明会を開催する制度とすることを検討しています。 ただし、計画の変更が軽微である場合や計画を廃止する場合の説明会は不要とすることを検討しています。</p>
勧告・公表	<p>計画者が、勧告に従わないときは、知事は、その者の氏名やその勧告の内容を公表することができるものとしているが、そのとおりである。 勧告に従わなくなるので、そのくらいの罰は必要である。</p>	<p>正当な理由なく勧告に従わないときは、公表することができるものとするにより、実効性を確保することを検討しています。</p>
その他	<p>〇〇市△△町での□□社による産業廃棄物処理施設の新設を認可しないでください。 条例制定に対する主旨は理解できるが、骨子の段階では明確でない事項があるため、場合によっては計画者に対して、過度に高いハードルが課されるのではないかという疑念が現時点では払拭できない。順法・適正処理業者が新規参入や事業拡大を行う際に足かせとなるようでは場合によっては不法投棄・違法操業を助長することになりはしないか。条例案が府議会に提出される前に再度パブリックコメントを募集することを求める。</p>	<p>具体的な事業については、本条例の手続の実施や法律の許可基準によって審査されることとなります。 循環型社会を構築するためには、産業廃棄物のリサイクルや適正処理が行われることは不可欠です。本条例は産業廃棄物処理施設の設置等に当たって、地域住民等の不安を取り除き、事業者と地域社会が良好な関係を構築するための手続を定めるものです。 再度パブリックコメントは実施しませんが、いただいた御意見を踏まえ、府議会に条例案を提案し審議されることとなります。</p>